

令和4年度（2022年度）動物愛護管理センター運用実証事業（道東地区）委託業務

1 契約の相手方を選定した理由

本業務は、保健所で長期収容となった犬猫を搬送し、収容施設で飼養管理を集約して行い、抽出した課題を踏まえた効率的な対応方法を検討するとともに、新しい飼い主への譲渡や動物の愛護及び適正な飼養に関する効果的な啓発方法の検討等を行うものであり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼養管理や動物福祉などの専門的知識や技術、豊富な経験のほか、十分な収容能力がある犬猫の収容施設や適切な給餌給水など飼養環境の確保についても、適格性を判断する必要がある。

また、これらの業務の最適な処理方法や成果の水準を予め設定できず、契約に係る仕様を具体的に示すことが困難であるため、見積金額の多寡のみによって委託先を決定するのではなく、より優れた企画提案を選定することが最適と判断されることから、総合的審査が可能な公募型プロポーザル方式を採用した。

令和4（2022年）年5月17日に開催したプロポーザル審査会における審査の結果、最良の提案をした者として、一般社団法人ティアハイム十勝（代表理事 平賀 寿子）を選定し、6月1日に開催された環境生活部指名選考委員会において、当該者から見積書を徴取することの適否について審議を諮ったところ、当該者が見積書を徴取する者として選考されたものの。

2 契約の根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係第1項第2号